



地域活動・ボランティア



最新の情報は
市公式ホームページを
ご確認ください。

> 地域活動支援

自治会活動支援

問 市民協働推進室

☎ 83-8141 FAX 83-5896

自治会は、心豊かで住みよい地域づくりを目指し、一定の地域にお住まいの方が自主的に運営する組織です。市では、情報提供や防犯・防災、環境美化など、自治会の活動に対する支援を行っています。

男女共同参画・女性団体育成支援

問 市民協働推進室

☎ 83-8141 FAX 83-5896

一人ひとりの人権が尊重され、男女が対等な立場で個々の能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できる社会を目指し、団体の育成や講演会の開催、事業者表彰などを行っています。

地域公民館活動支援事業

問 生涯学習課 生涯学習係

☎ 82-7150 FAX 83-4070

◎地域公民館敷地整備事業

地域公民館敷地がわだち等で荒れた場合に、整備するための必要な砂(2tダンプ1台分)または砂利(2tダンプ1台分)を、申請により配布する事業です。

◎地域公民館建設事業補助金

地域公民館建設事業補助金

- 交付対象 地域公民館を建設する場合で、経費が10万円以上の場合(改築、修繕、増築含む)
- 補助率 地域公民館建設事業に要する経費の35/100以内
- 補助限度額 400万円

地域公民館建設資金貸付金

- 貸付対象 地域公民館を建設(改築、増築を含む)するにあたり、一時的に建設資金の確保が困難な場合に貸付を行う。
- 貸付限度額 建設総事業費の60%以内で、限度額は1千万円(貸付金額が200万円以内の場合は60%を超えて貸付可)
- 貸付利子 無利子
- 償還方法 10年以内で10回均等償還(繰上償還可)

> 社会教育・スポーツ施設の貸出

会議室等の貸出

問 真岡市公民館

☎ 82-7151 FAX 84-8050

真岡西分館

☎ 84-6781 FAX 84-6936

山前分館

☎ 82-2802 FAX 83-6146

大内分館

☎ 82-2704 FAX 83-6147

中村分館

☎ 82-2902 FAX 83-6148

二宮分館

☎ 74-0107 FAX 74-0187

市公民館の会議室・研修室・調理室などの貸出については、公民館または各分館へお問い合わせください。詳しくは110ページからの施設案内または各ホームページをご覧ください。

スポーツ施設の貸出

問 スポーツ振興課 管理係

☎ 84-2811 FAX 84-6258

体育館や運動場など、各種スポーツ施設の貸出については、各施設を所管する事務所へお問い合わせください。詳しくは113ページからの施設案内または各ホームページをご覧ください。

学校開放事業

問 スポーツ振興課 管理係

☎ 84-2811 FAX 84-6258

一般市民の社会体育および社会活動のために学校教育に支障のない範囲で、小中学校の開放を行っています。利用を希望される場合は、スポーツ振興課管理係に申請してください。

使用料は原則として有料となります。

◎解放する学校施設および利用時間

	休日 (年末年始を除く)	休日以外
屋外運動施設	午前5時～午後6時	午前5時～7時
屋内運動施設	午前8時～午後9時	午後7時～9時
柔剣道場	午後7時～9時	

▶ 市民活動団体・ボランティア支援

問 市民活動推進センター コラボレーもおか
☎ 81-5522 FAX 81-5558

個人・団体を問わず、市民が行う自発的で営利を目的としない社会貢献のための活動を支援します。貸出等は事前登録により原則無料。

所在地 石島893-15 真岡市二宮コミュニティセンター2階

利用時間 平日9:00~21:00、土・日曜9:00~18:00

休館日 毎週月曜、祝日、年末年始

主な支援内容

- 活動場所の提供(交流コーナー、ミーティングルーム)
- 物品の貸出等(パソコン、コピー機、印刷機、紙折り機、プロジェクター等)
- 情報の収集および提供(ウェブや展示コーナーを通じた情報交換)
- 相談窓口(ボランティアの派遣や市民活動への参加、NPOサポートなど)
- 研修等の開催(市民活動に関する講座、ボランティア体験講話等)

利用できる人

センターは、市民活動に関心のある方や既に市民活動を行っている団体および個人の方が使用できます。ただし、次の場合は使用できません。

- ① 営利を目的としていると考えられるとき
 - ② 宗教の教養を広め、儀式行事を行い、および信者を教育、育成することが目的と考えられるとき
 - ③ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することが目的と考えられるとき
 - ④ その他、他人に迷惑を及ぼし、またはセンター設置目的に反する行為があったとき
- その他、使用に当たっては、市民活動推進センター設置および管理条例、市民活動推進センター設置および管理条例施行規則、利用者協議会の指示および当センター利用の手引きの決まりを順守してください。



二宮コミュニティセンター(コラボレーもおかは2階)

▶ 出会い・結婚のお手伝い

問 出会い結婚サポートセンター
☎ 83-1234 FAX 83-5896

市縁組センターの事務局として、相談会を定期的に開催するほか、個別の結婚相談にも応じます。

登録に必要なもの

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- 写真L判(縦13cm×横9cm)2枚※上半身が写っているもの2種類

婚活イベント開催事業補助制度

結婚推進を目的とした独身男女の出会いの場を創出する事業を実施する団体等に、補助金を交付します。

補助対象団体

NPO団体、法人等であって、次の要件を満たしていること

- 主として市内で活動を行う団体
- 政治活動、宗教活動を行うことを目的としていない団体
- 結婚支援を営利の主たる目的にする団体でないこと

補助対象事業

20歳以上の独身者を対象として市内で実施される結婚支援事業であり、かつ、次の要件を満たしていること

- 事業定員が20人以上であること
- 募集定員の男女比率は同数であること
- 事業定員のうち、過半数が市内在住者または市内に通勤する者であること
- 参加者から参加費を徴収する場合には、適正な額が設定されること
- 会場として市内の施設等を1か所以上使用すること
- 広く一般から参加者を募集すること
- 公序良俗に反する内容を含まない事業であること

補助対象経費

報償費(講師への謝礼)、消耗品費(事務用品購入代)、燃料費(ガソリン代、灯油代)、印刷製本費(チラシ・ポスター印刷代)、通信運搬費(郵便料、電話料)、保険料(損害保険料)、使用料(会場使用料、バス借上げ代)など

補助金の交付額

事業経費のうち、補助対象経費から参加費(その他の収入)を控除した額とし、1事業につき50万円を限度とする。(同一団体への補助は年度内1回)

申請方法

所定の申請書が必要となりますので、事前にセンターへお問い合わせください。